

令和7年10月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行コ)第88号 神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求、地方自治法に基づく住民訴訟、共同訴訟参加申出控訴事件(原審・東京地方裁判所令和4年(行ウ)第302号、同第383号、同第446号)

5 口頭弁論終結の日 令和7年8月20日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 10 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 被控訴人区長は、樋口高頭に対し、1億円及びこれに対する令和3年11月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- 15 (2) 被控訴人課長は、千代田区が令和3年10月14日付けで大林道路株式会社との間で締結した「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)」に関する工事請負契約の残代金2億7816万6140円を同社に支払ってはならない。
- 20 (3) 被控訴人課長が大林道路株式会社に対して「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)」の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であることを確認する。

### 第2 事案の概要(以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。)

- 1 (1) 千代田区は、区長である樋口高頭(樋口区長)において、大林道路株式会社(大林道路)との間で、「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)」(本件工事)に関する工事請負契約(本件契約)を締結し、大林道
- 25

路に対し、前払金1億円を支払った。

(2) 本件は、千代田区の住民である控訴人らが、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であるなどとして、次の各請求をする事案である。

ア 第1事件（原審第1事件原告ら及び原審第2事件原告に係る請求）

5 (ア) 被控訴人区長に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、不法行為に基づく損害賠償として、上記前払金相当額である1億円及びこれに対する同前払金の支払日である令和3年11月22日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を樋口区長に請求するように求める。（控訴の趣旨第2項(1)）

10 (イ) 被控訴人課長に対し、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、本件契約の残代金2億7816万6140円（本件残代金）を大林道路に支払うことの差止めを求める。（同(2)）

イ 第2事件（原審第2事件原告に係る請求）

15 地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件工事で伐採される街路樹という財産の管理を怠ることの違法確認として、被控訴人課長において大林道路に対して本件契約の約款（本件約款）に基づいて本件工事の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であることの確認を求める。  
（同(3)）

20 (3) 原審は、第1事件に係る各請求については、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であるとはいえないとして、いずれも棄却し、第2事件に係る訴えについては、被控訴人課長において大林道路に対して本件約款に基づいて本件工事の一時中止の通知をすることを怠ることは地方自治法242条1項に定める「財産の管理を怠る事実」に該当せず不適法であるとして、却下した。

25 (4) これに対し、控訴人らは、原審を不服として、控訴をした。

## 2 前提事実

原判決の「第2 事案の概要」の1（以下「前提事実」という。）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、12頁14行目末尾に「（乙35、36）」を、13頁20行目末尾に「（甲A3）」を、14頁16行目末尾に「（甲A15、乙48）」を、20行目末尾に「（弁論の全趣旨）」を、15頁13行目末尾に「（甲B11の1）」をそれぞれ加える。

### 3 争点及び争点に対する当事者の主張

原判決の「第2 事案の概要」の2及び3記載のとおりであるから、これを引用する。なお、当審における控訴人らの補充主張の要旨は、後記第3の3のとおりである。

## 10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同じく、第1事件に係る請求はいずれも理由がなく、また、第2事件に係る訴えについては、不適法であるとして却下すべきものと判断する。その理由は、後記2のとおり原判決を補正し、後記3のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

### 2 原判決の補正

24頁21、22行目の「本件アンケートにおいても、大型車両が長い時間駐車している状況を問題視する回答が多かったこと」を「本件アンケートにおいても、大型車両が長い時間駐車している状況を「迷惑している」と感じる旨の回答が半数近くを占めたこと」に改める。

### 3 当審における控訴人らの補充主張についての判断

(1) 本件議決が千代田区の担当者による虚偽又は不正確な説明がされた結果行われたか否か（争点1ア関係）

ア 既存のイチョウを伐採しないと道路整備ができない旨の説明について

(ア) 控訴人らは、令和3年9月21日の区議会企画総務委員会において

千代田区の担当課長が「今ある街路樹がその位置にあると整備ができな

い」と説明したこと（甲A2・7頁）は虚偽又は不正確なものである旨主張し、その理由として、①本件整備構想（乙3）における課題に照らせば、歩行者通行空間と自転車走行空間とを区別しなければならないものではなく、実際にも第I期区間には歩行者通行空間と自転車走行空間が区分されていない場所があること（甲C92）からすると、歩行者空間と区分した専用の自転車空間を確保することは前提となっていないから、ホルヘ・アルマザン氏の意見書（甲C87の1）に示された代替案（以下「控訴人ら代替案」という。）のとおり、既存のイチョウを伐採しないで道路整備が可能であること、②上記の区分をするとしても、控訴人ら代替案のうちA案（図14）によれば、既存のイチョウを伐採しなくてもイチョウの両脇に歩行者空間を合計2メートル以上確保することが可能であることを指摘する。

(イ) そこで検討するに、平成23年に策定された本件整備構想（乙3）は、「車中心から人中心の道路とする」ことを整備方針とし、「歩道部の拡幅」と共に「自転車道の整備」に取り組むことを明記した上、歩道と自転車道とを分けたイメージを図示しており（乙3・7頁）、平成25年に策定された賑わいガイドライン（甲B2）は、車線数を3車線に減らして「歩道空間の拡幅と快適化」と「自転車走行空間の整備」を実施すべきものとし、自転車走行空間を整備することを明示している。また、本件整備構想の下で整備された第I期区間には、横断歩道付近に歩行者通行空間と自転車走行空間とが区分されていない場所があるが、これは、警視庁の指摘を受けて歩行者と自転車の通行の安全に配慮したためである（甲C92、乙70）。

以上のとおり、本件整備構想（乙3）における整備方針は、人中心の道路とするため、可能な限り歩行者通行空間と自転車走行空間とを区分して設けることをその趣旨とするものといえるから、控訴人ら代替案

は、整備の前提条件を異にするものといわざるを得ない。

また、第Ⅰ期区間においては、停車帯及びパーキングメーターを全廃したことから、歩行者通行空間と自転車走行空間とを区分したとしても既存のイチョウを保存することができたのに対し（前提事実(4)イ）、  
5 本件工事区間においては、停車帯等を整備することにしたため、既存のイチョウを保存した場合、本件道路条例等において求められている有効幅員（2m）を備えた歩道と、自転車の安全な走行に必要なものとして想定していた幅員（1.5m）を備えた空間とを、これらの数値を完全に充足するように設けることができない状況にあった（同オ、キ）。

10 しかるに、控訴人ら代替案のA案は、停車帯等がある部分を考慮しておらず、整備の前提を異にするものである。

したがって、控訴人らが指摘する上記(ア)①及び②の点を勘案したとしても、千代田区の担当課長の説明は、本件工事区間に関する上記の状況について述べるものとして、虚偽又は不正確なものということはできない。  
15

イ 10年にわたって議論し共通理解が得られているとの答弁について

(ア) 控訴人らは、令和3年9月21日の区議会企画総務委員会において、千代田区の担当部長が、①「10か年にわたって議論をしてきた」（甲A2・6頁）、②「Ⅱ期工事やⅢ期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られている」（甲A2・20～21頁）などと答弁したことにつき、本件街路樹の伐採に関するものとして事実と異なり、虚偽である旨主張する。

20 (イ) しかし、上記委員会の議事録（甲A2）によれば、上記①の答弁は、議員から、「神田警察通りの機能更新に関しては、本件協議会の意向を受けて（中略）、車道、歩道、自転車道のそれぞれの安定性を重視  
25

した機能更新をしていくんだというところが基本軸にあるというところ  
を確認したい」旨の問いがされたことを受けて、その回答として行われ  
たものであること（甲A2・6頁）、上記②の答弁は、別の議員から、  
本件協議会の構成員だけでなく街路樹を日常的に世話する沿道の住民の  
意見を聞く必要性を指摘されたことに対し、「沿道町会、沿道商店会の  
方々の議論」としては「Ⅱ期工事やⅢ期工事に向けた整備の方向性が全  
会一致とあっていいほどの共通理解が得られた」と回答した部分であり  
（同20、21頁）、その上で、「それをもうさらに地域にブレークダ  
ウンしたときに、具体の地先の方々の中でいろいろなご意見があること  
については、今回の陳情を含めて理解した」旨回答している（同21  
頁）ことが認められる。

そうすると、上記(ア)①及び②の答弁は、千代田区の担当部長が、本  
件街路樹の伐採について、10年間十分に議論がされてきた旨や、本件  
協議会以外の者も含めた地域住民らとの間でも全会一致とあっていいほ  
どの共通理解が得られている旨を述べたものということとはできないか  
ら、虚偽であるということとはできない。

ウ 対立にならないような形で進めていきたい旨の答弁について

(ア) 控訴人らは、令和3年9月21日の区議会企画総務委員会におい  
て、千代田区の担当部長が、イチョウの伐採に反対する住民と対立にな  
らないように対話の下で本件工事を進めていく旨説明したこと（甲A  
2・25～26頁）につき、住民が千代田区議会議長宛てや千代田区長  
宛てに陳情書や要望を出していたにもかかわらず（甲C57の1、58  
の1）、被控訴人は何ら応答していないとして、虚偽である旨を主張す  
る。

(イ) しかし、上記の説明は、対話の手法につき、「Ⅱ期工事について  
は、これまでの積上げの中で整理したところでございます。評価はあり

ますけれども（中略）本件協議会でフィードバックしたということなので、これについては、基本的には進めさせていただきたい」旨の説明（甲A2・26頁）を伴うものであり、必ずしも本件工事におけるイチョウの伐採に関して今後は積極的な対話を行うことを表明したものとはいえない。そして、このような表明の下において、令和3年12月に本件工事の現場作業が開始された後、守る会から要望書等が提出されたことを踏まえ、千代田区は、これに対応するため本件工事を一時的に中止し、令和4年4月9日までの間に3回にわたり、本件協議会の委員と守る会の会員等との間で意見交換が行われた（前提事実(6)）。

上記のような説明内容等を踏まえれば、同月25日以降に提出された上記(ア)の陳情書について同区長が特段の対応をしなかったとしても、そのことをもって、上記の説明が虚偽であるということとはできない。

#### エ 藤井教授の意見の取扱いについて

控訴人らは、令和2年12月25日の区議会企画総務委員会において議員に対し配布された説明資料（甲A21、乙30の1）が、イチョウの保存を優先すべきとの見解を有する藤井教授の意見を正確に伝えるものではない旨主張する。

確かに、上記説明資料は、藤井教授を含む学識経験者4名の見解が、保存案と更新案のそれぞれにつき記載される形式で整理され、各学識経験者の両案の優劣についての意見が一見して明らかではない体裁となっている。しかしながら、千代田区の担当課長は、上記の委員会において、街路樹がもたらす緑陰が重要である旨の藤井教授（A氏）の見解につき、保存を優先すべき意見として説明しており（乙32）、このような補充説明を合わせて考慮すれば、上記説明資料の体裁は、上記委員会における審議に瑕疵をもたらすものとはとはいえない。

オ 以上のとおりであるから、控訴人らの各主張は、いずれも採用すること

ができない。

(2) 手続に重大な瑕疵があるか否か（争点1ウ関係）

5 控訴人らは、長年親しんできたイチョウを含む区道の整備という身近な問題について住民に適切な情報を与えず、議論と合意の機会を与えなかったことは、本件工事の決定に至る過程に重大な瑕疵があるから、本件契約の締結は違法である旨主張する。

10 しかしながら、千代田区は、地域の町会や商店街振興組合の代表者などを委員とする本件協議会を設置し（乙4）、本件整備構想の実現に向けての具体的な取組み等に関する協議を行っていたこと、その間、住民から街路樹の保存を求める陳情がされ、それを契機として住民に対するアンケートを実施し、その内容を踏まえた協議を行ったこと（前提事実(4)エ、カ、キ）などからすれば、千代田区による住民の意向の聴取や反映が、本件契約締結の違法をもたらす程度に不十分であったとまでは認められないことは、前記引用に係る原判決第3の1(3)において認定判断したとおりである。

15 したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(3) 本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが「財産の管理を怠る事実」に該当するか否か（争点3関係）

20 控訴人らは、賑わいガイドラインでは、「歴史・学術ゾーン」において、既存の街路樹が、地域ブランドやイメージの創出、ひいては地元の商業活動の活性化に寄与するものとして重要視されているから、本件街路樹の伐採は、本件街路樹の経済的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的としている財産管理行為に係るものである旨主張する。

25 しかしながら、既存の街路樹を保存することが地域の価値を高め商業活動の活性化に役立つことがあるとしても、その効果は間接的なものにすぎず、それを街路樹自体に帰属する経済的価値とみることは困難である。そうすると、本件工事に含まれる街路樹の伐採は、千代田区が本件通りの設備等を整

え、公共の用に供するという道路管理行政上の見地から行われる行為の一部  
であるとみるべきことは、前記引用に係る原判決第3の3(2)において認定  
判断したとおりである。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

5 4 小括

以上によれば、第1事件に係る請求はいずれも理由がなく、また、第2事件  
に係る訴えについては、不適法であるとして却下すべきものと認められる。

5 結論

よって、本件各控訴は理由がないからこれらを棄却することとして、主文の  
とおりの判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官

谷口豊 

裁判官

五十嵐章裕 

裁判官

石垣智子 

(別紙)

当 事 者 目 録

控訴人 (第 1 事件原告)

控訴人 (第 1 事件共同訴訟参加人兼第 2 事件原告)

上記 11 名訴訟代理人弁護士

大 城 聡

熊 澤 美 帆  
久 道 瑛 未

東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1

被 控 訴 人

千 代 田 区 長  
樋 口 高 顕

5

(以下「被控訴人区長」という。)

同所

被 控 訴 人

千代田区環境まちづくり部道路公園課長  
村 田 啓 介

10

(以下「被控訴人課長」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

片 岡 由 紀

同 指 定 代 理 人

阿 部 孝 敬

松 田 卓 也

以 上

15

これは正本である。

令和7年10月20日

東京高等裁判所 第22民事部

裁判所書記官 浅野 匡 男

